

社会保障・税一体改革による 社会保障の充実・安定化について(案)

平成25年9月10日の社会保障・税一体改革関係6大臣打ち合わせを踏まえ、
関係府省でとりまとめたもの。

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども
子育て

子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- 子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
 - 「待機児童解消加速化プラン」の実施
 - 新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
 - 社会的養護の充実
- など

0.7兆円程度

医療
・
介護

医療・介護サービスの提供体制改革

病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- 病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにすることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
- 在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
- 医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

-)医療と介護の連携、)生活支援・介護予防の基盤整備
 -)認知症施策、)地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
 -)マンパワーの確保等
- など

難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

医療・介護保険制度改革

医療保険制度の財政基盤の安定化

- 低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- 協会けんぽに対する国庫補助

保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- 低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

介護給付の重点化・効率化

- 一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化
など

1.5兆円程度

充実と重点化・効率化を併せて実施

年金

現行制度の改善

- 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- 受給資格期間の短縮
- 遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

所要額(公費)合計 = 2.8兆円程度

消費税財源(平年度ベース)²

* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

社会保障の安定財源確保

今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収(国・地方、現行の地方消費税を除く)は、全て社会保障財源化される。
 消費税率引上げによる増収分は、消費税率が税制抜本改革法に則り5%引き上げられた場合には、「社会保障の安定化」に4%程度、「社会保障の充実」に1%程度向けられることになる。

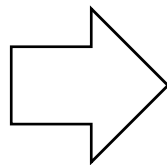
< 改革を織り込んでいない姿 >

社会保障4経費
(国・地方)
37.8兆円



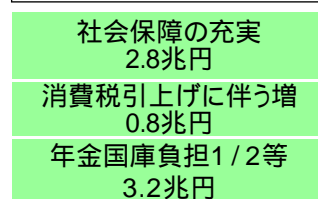
差額
26.6兆円

消費税収4%分
(国・地方)
(現行の地方
消費税除く)
11.2兆円



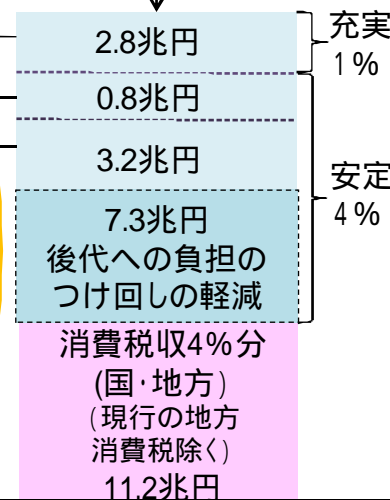
< 改革を織り込んだ姿 >

社会保障4経費
(国・地方)
44.5兆円



差額
19.3兆円

全て社会保障財源化



消費税率14.0兆円
5%引上げ分

(注1) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

(注2) 計数は、2017年度時点の見込み。

(注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

(注4) 引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税、法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。

< 参考資料 >

(厚生労働省・内閣府)

平成26年度の社会保障の充実・安定化について

消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成26年度の増収額5.1兆円程度()については、

まず基礎年金国庫負担割合2分の1に2.95兆円程度を向け、残額を満年度時の

- ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
- ・「後代への負担のつけ回しの軽減」

の比率(概ね1:2)で按分した額をそれぞれに向ける。

消費税については、国の会計年度と、消費税を納税する者の事業年度が必ずしも一致しないこと等により、段階的な増収となる。財務省・総務省による一定の仮定に基づく機械的試算によれば、26年度の増収額は消費税率換算で1.9%程度と見込まれ、これに内閣府試算に基づく1%当たりの消費税率を乗じれば、5.1兆円程度となる。

< 26年度消費税増収分の内訳 >

年金国庫負担割合2分の1

(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

2.95兆円程度

社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

0.5兆円程度

消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬などの物価上昇に伴う増

0.2兆円程度

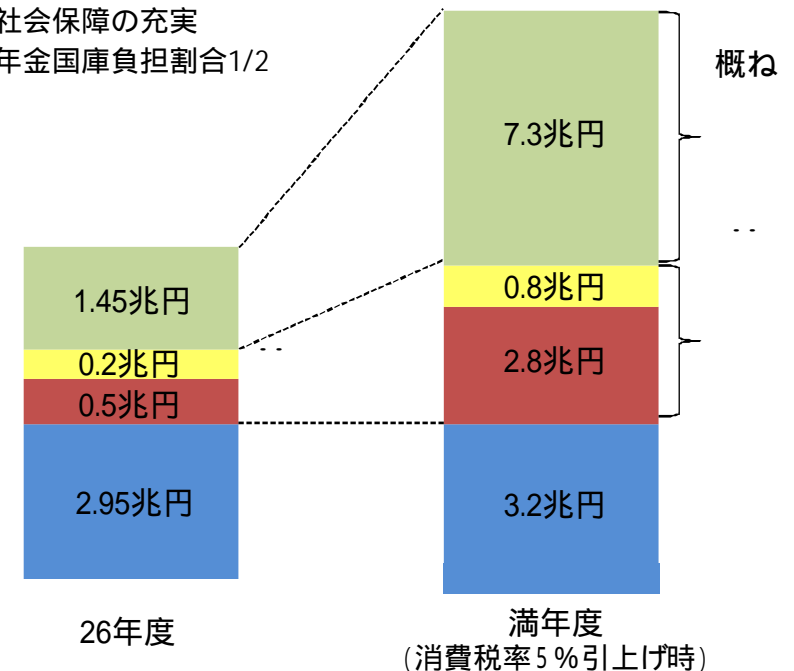
後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う増(自然増)を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

1.45兆円程度

(参考) 算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 年金国庫負担割合1/2



平成26年度における社会保障の充実に係る事項要求の考え方について（案） （厚生労働省・内閣府）

消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、平成26年度の増収額(5.1兆円程度⁽²⁾)については、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等(2.95兆円程度)による社会保障の安定化のほか、0.5兆円程度を「社会保障の充実」に充てる。

以下の内容は、現時点の厚生労働省・内閣府の考え方を示すものであり、今後の予算編成過程で引き続き検討・調整を行う。

子ども・子育て支援	「待機児童解消加速化プラン」の推進 ・29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとし、新制度の施行を待たずに、25・26年度で約20万人分を確保する。 新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業(子ども・子育て支援法附則)社会的養護の充実	～0.3兆円程度～
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革 < 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 > 病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。 在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。 医師、看護師等の医療従事者を確保する。	～0.1兆円程度～
	医療保険制度改革 < 地域包括ケアシステムの構築 > 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するための取組を行う。	
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充についても今後実施する予定(1,700億円程度)	620億円程度
	低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し(27年1月実施)	50億円程度
難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立	難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立する。(27年1月実施)	～300億円程度～
年金	遺族年金の父子家庭への拡大	10億円程度
合計		0.5兆円程度

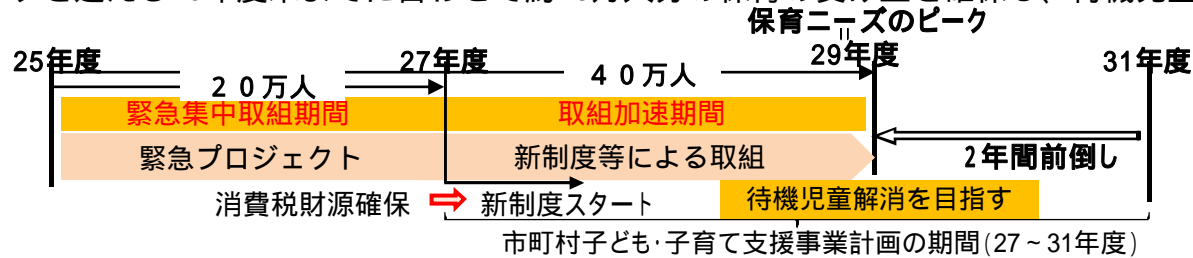
1 このほか、消費税引上げに伴う社会保障支出の増についても、予算編成過程で検討。

2 上記の数字は公費(国及び地方の合計額)であり、国及び地方の内訳についても予算編成過程で検討するが、現行制度における国と地方の負担割合は、全体として、子ども・子育て分野では概ね1:1、医療保険分野では概ね2:1、介護分野では概ね1:1となっている。

子ども・子育て支援の充実

「待機児童解消加速化プラン」の推進

子ども・子育て支援新制度の施行(27年度予定)を待たずに、「緊急集中取組期間」(25・26年度)で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。



消費税財源を活用して以下を実施し、意欲ある地方自治体を強力に支援。(は 保育緊急確保事業として実施)

小規模保育、家庭的保育、幼稚園の長時間預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への支援
保育の量拡大に対応した保育所運営費の確保 保育士確保対策(処遇改善) 利用者支援 等

加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、別途適切に確保

保育緊急確保事業

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、待機児童の多い市町村等が取り組む保育その他の子ども・子育て支援に関する事業を支援(子ども・子育て支援法附則第10条)

1 「待機児童解消加速化プラン」の推進 (上記)

2 新制度に基づく事業の先行的な支援

新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援。

地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業
放課後児童クラブの充実(開所時間の延長の促進(小1の壁の解消)) 等

社会的養護の充実

児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)
児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の推進